

○集会施設整備資金融資あつせん制度要綱

昭和56年3月30日高砂市訓令第2号

改正

昭和58年6月18日高砂市訓令第15号

昭和63年6月30日高砂市訓令第5号

平成2年3月31日高砂市訓令第5号

平成7年5月1日高砂市訓令第15号

平成29年3月31日高砂市訓令第10号

集会施設整備資金融資あつせん制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集会施設整備事業補助金交付要綱（平成29年高砂市訓令第8号）第2条第1項に規定する集会施設（以下「集会施設」という。）の整備に要する資金の融資のあつせんについて、必要な事項を定めるものとする。

(融資の対象)

第2条 この要綱による融資のあつせんを受けることができる者は、自治会、町内会その他地域住民で組織する団体で、高砂市連合自治会に加入しているもの及びこれが連合したもの（以下「自治会等」という。）のうち、次の各号に掲げる要件を備えた者（以下「対象自治会等」という。）とする。

- (1) 集会施設の建設（増改築を含む。以下同じ。）、取得若しくは大規模な修繕又は集会施設の用に供する土地（以下「用地」という。）の取得（以下「施設の建設等」という。）の計画が適当であると認められるものであること。
- (2) 資金の返済能力が確実であると認められるものであること。
- (3) 自治会等の長が申込みをしたものであること。

(融資の対象となる経費)

第3条 この要綱による資金の融資の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会施設の建設に要する経費
- (2) 集会施設の取得に要する経費
- (3) 集会施設の大規模な修繕に要する経費
- (4) 用地の取得に要する経費

(取扱金融機関)

第4条 市長は、融資の資金を確保するため、予算の範囲内において必要と認めた金額を別に指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託し、その協力を得てこの要綱の規定に基づき、融資のあつせんを行う。

（融資の条件）

第5条 取扱金融機関の対象自治会等に対する融資の条件は、次のとおりとする。

- （1） 融資額 集会施設1件につき1,500万円以内
- （2） 融資利率 市と取扱金融機関との間で定めた利率
- （3） 償還期間 5年以内
- （4） 償還方法 元金均等又は元利均等による月賦償還

2 前項の融資を受ける場合には、当該対象自治会等の構成員を連帯保証人とするものとする。

（融資あつせんの申込み）

第6条 融資あつせんの申込みは、融資あつせん申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、市長に提出させるものとする。

- （1） 施設の建設等に関する見積書又は設計書
- （2） 施設の建設等に関する自治会等の議事録の写し（当該議事録がない場合は、当該自治会等の会員の総意を証する書類）
- （3） 集会施設の建設の場合にあつては、その用地を使用する権原を有することを証する書類及び建築確認申請書の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（決定通知）

第7条 市長は、融資あつせん申込書の提出があつたときは、速やかに審査を行い、融資あつせんの可否を決定し、その結果を申込みをした対象自治会等に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、融資の必要を認めたものについては、市長は、直ちに関係書類を取扱金融機関に送付するものとする。

（工事の着手等）

第8条 市長は、融資を受けた対象自治会等（以下「借受人」という。）に対し、融資の日から起算して30日以内に当該施設の建設等に着手させるものとする。

（完了報告）

第9条 市長は、借受人において当該施設の建設等が完了したときは、速やかに工事（取得）完了報告書（様式第2号）を提出させなければならない。

(変更の届出)

第10条 借受人において、融資申込書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、市長は直ちに借受人に対してその旨届け出させるものとする。

(調査等)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、当該施設の建設等の状況等について調査し、又は借受人に対して報告書の提出を求めることができる。

(期限前の返還)

第12条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資した資金の全部又は一部を期限前に返還させることができる。

- (1) 資金を目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽その他の不正の行為により資金の融資を受けたとき。
- (3) 前条の調査又は報告書の提出を拒んだとき。

(返済状況等の報告)

第13条 市長は、取扱金融機関に対し必要に応じて返済状況、融資残高その他必要な事項について報告を求めることができる。

(利子補給)

第14条 市長は、この要綱に基づき借受人が取扱金融機関から融資を受けた資金に係る金利負担を軽減するため、借受人に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付することができる。

2 前項に規定する利子補給について必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年6月18日高砂市訓令第15号)

この要綱は、昭和58年6月20日から施行する。

附 則 (昭和63年6月30日高砂市訓令第5号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月31日高砂市訓令第5号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月1日高砂市訓令第15号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日高砂市訓令第10号）

- 1 この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の集会施設整備資金融資あつせん制度要綱第 2 条、第 3 条及び第 5 条の規定は、この要綱の施行の日以後の申込みに係る融資あつせんについて適用し、同日前の申込みに係る融資あつせんについては、なお従前の例による。